



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年3月18日金曜日 第2251号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例..... 1
- 愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例..... 5
- 愛媛県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例
に関する条例..... 6
- 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び特別職の
職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退
職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例..... 9
- 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....10
- 愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....10
- 愛媛県地域活性化・生活対策臨時基金条例の一部を改正する条例.....12
- 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....12
- 愛媛県資源循環促進条例の一部を改正する条例.....13
- 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例.....13
- 愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例.....15
- 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....16
- 愛媛県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例.....18
- 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び愛媛県女性総合
センター管理条例の一部を改正する条例.....18
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例.....19

- 愛媛県新しい公共支援基金条例.....19
- 愛媛県総合社会福祉会館管理条例の一部を改正する条例.....20
- 愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例.....21
- 愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例.....21
- 愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例.....22
- 愛媛県食肉衛生検査センター設置条例の一部を改正する条例.....22
- 愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条
例.....22
- 愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例.....23
- 愛媛県新繊維産業技術センター整備基金条例.....23
- 愛媛県面河ダム管理条例.....23
- 愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部を改正する条例.....24
- 愛媛県真珠産業振興基金条例.....24
- 愛媛県定住圏基幹道路の整備に関する条例を廃止する条例.....25
- 愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....25
- 愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例.....25
- 愛媛県県立学校施設耐震化促進基金条例.....26
- 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....26
- 愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例.....27
- 愛媛県議会基本条例.....27
- 愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例.....30

条 例

○愛媛県条例第1号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中村時広

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第3項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>

という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)

(ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「県等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該県等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。)第8条又は教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号。以下「教育職員勤務時間等条例」という。)第9条の規定による有給休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする県等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該県等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休

業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの（当該任期の満了後の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする県等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において県等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第4条 省略

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第5条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休暇を与えられ、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第7条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子又は同条に規定する承認に係る子が死亡したこと又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(5) 省略

(6) 第3条第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第6条 省略

第7条 省略

第8条 省略

第9条 省略

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第10条 育児休業をした職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員（以下「企業職員」という。）及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員（以下「技能労務職員」という。）を除く。第22条から第24条までにおいて同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（職員給与条例第4条第5項又は教育職員給与条例第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第3条 省略

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休暇を与えられ、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子又は同条に規定する承認に係る子が死亡したこと又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(5) 省略

第5条 省略

第6条 省略

第7条 省略

第8条 省略

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第9条 育児休業をした職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員（以下「企業職員」という。）及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員（以下「技能労務職員」という。）を除く。第21条から第23条までにおいて同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（職員給与条例第4条第5項又は教育職員給与条例第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第11条 省略**第12条** 省略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第13条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。) をしている職員が産前の休暇を与えられ、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第16条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡したこと又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)・(3) 省略

(4) 育児短時間勤務の承認が、第16条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5)・(6) 省略

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第14条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員勤務時間等条例

第11

条第3項ただし書又は教育職員勤務時間等条例

第11条第2項ただし書の規定の適用を受け

る職員については、職員勤務時間等条例第11条第3項ただし書又は教育職員勤務時間等条例第11条第2項ただし書の人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日(職員勤務時間等条例第2条第1項又は教育職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。) とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務する形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日(職員勤務時間等条例第11条第4項又は教育職員勤務時間等条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。) が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。) とする。

第15条 省略**第16条** 省略**第17条** 省略**第18条** 省略**第19条** 省略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第20条 第8条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第21条 省略

(部分休業を請求することができない職員)

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる

職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方

第10条 省略**第11条** 省略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。) をしている職員が産前の休暇を与えられ、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第15条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡したこと又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)・(3) 省略

(4) 育児短時間勤務の承認が、第15条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5)・(6) 省略

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第13条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年

愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。) 第11

条第3項ただし書又は教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等

に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号。以下「教育職員勤務時

間等条例」という。) 第11条第2項ただし書の規定の適用を受け

る職員については、職員勤務時間等条例第11条第3項ただし書又は教育職員勤務時間等条例第11条第2項ただし書の人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日(職員勤務時間等条例第2条第1項又は教育職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。) とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務する形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日(職員勤務時間等条例第11条第4項又は教育職員勤務時間等条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。) が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。) とする。

第14条 省略**第15条** 省略**第16条** 省略**第17条** 省略**第18条** 省略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第19条 第7条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第20条 省略

(部分休業をする ことができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている

職員とする。

公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

（部分休業の承認）

第23条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 子の保育のために職員勤務時間等条例第3条第2項の規定又は教育職員勤務時間等条例第4条第2項の規定による有給休暇の許可を与えられている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該有給休暇として与えられている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が子の保育のために職員勤務時間等条例第3条第2項の規定による有給休暇の許可を与えられている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該有給休暇として与えられている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第24条 省略

（部分休業の承認の取消事由）

第25条 第16条の規定は、部分休業について準用する。

第26条 省略

附 則

（職員給与と条例附則第15項又は教育職員給与と条例附則第13項の規定により給与が減ざられて支給される職員に関する読替え）

4 職員給与と条例附則第15項又は教育職員給与と条例附則第13項の規定により給与が減ざられて支給される職員に対する第24条の規定の適用については、同条中「第18条又は」とあるのは「附則第17項又は」と、「第18条に」とあるのは「附則第15項に」とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第2号

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例

愛媛県行政組織条例（平成7年愛媛県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（部の設置）	（部の設置）
第2条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置	第2条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置

<p>く。</p> <p>1 総務部</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 企画振興部</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地域振興に関する事項（他部の主管に属するものを除く。）</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 文化及びスポーツの振興に関する事項</p> <p>3～7 省略</p>	<p>く。</p> <p>1 総務部</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 地方振興に関する事項</p> <p>(6) 省略</p> <p>2 企画情報部</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>3～7 省略</p>
---	---

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第3号

愛媛県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例を次のように公布する。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際本則各号に掲げる教育に関する事務に係る法令、条例若しくは教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会若しくはその委任を受けた者（以下「教育委員会等」という。）がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該各号に掲げる教育に関する事務に係る法令等の規定により教育委員会等に対してなされた申請、届出その他の行為で、同日以後において知事が管理し及び執行することとなる教育に関する事務に係るものは、同日以後においては、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

（愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部改正）

3 愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例（昭和32年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県教育機関の設置等に関する条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管する教育機関を別表第1のとおり、<u>知事の所管する教育機関を別表第2のとおり設置する。</u></p> <p>（指定管理者に管理を行わせることができる教育機関）</p> <p>第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会又は知事（以下「教育委員会等」という。）が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる教育機関は、<u>別表第3のとおりとする。</u></p>	<p>愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管する教育機関を別表第1のとおり_____<u>設置する。</u></p> <p>（指定管理者に管理を行わせることができる教育機関）</p> <p>第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会_____<u>が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる教育機関は、別表第2のとおりとする。</u></p>

(指定管理者の指定)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、その指定を受けて管理を行おうとする教育機関ごとに、申請書に管理計画書その他当該教育機関を所管する教育委員会等が定める書類を添えて、当該教育委員会等が定める期日までに当該教育委員会等に提出しなければならない。

2 教育委員会等は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。

3 教育委員会等は、第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る教育機関の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、当該教育機関の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(指定の公示等)

第5条 教育委員会等は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の当該教育委員会等が定める事項を公示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称、住所その他の教育機関を所管する教育委員会等が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を当該教育委員会等に届け出なければならない。

3 教育委員会等は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

第6条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなつた教育機関を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、当該教育機関を所管する教育委員会等の承認を得たときは、この限りでない。

2 教育委員会等は、指定管理者が故意又は過失により教育機関を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、教育機関の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会等が定める。

別表第1(第1条関係)

名称	目的及び事業	位置
省略		

別表第2(第1条関係)

名称	目的及び事業	位置
愛媛県武道館	武道その他のスポーツの振興を図るとともに、広く県民の心身の健全な発達に寄与するために必要なスポーツ行事の実施及び施設の提供並びに県民の体力の保持及び増進に関する相談及び指導	松山市

(指定管理者の指定)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、その指定を受けて管理を行おうとする教育機関ごとに、申請書に管理計画書その他教育委員会 _____ が定める書類を添えて、教育委員会 _____ が定める期日までに教育委員会 _____ に提出しなければならない。

2 教育委員会 _____ は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。

3 教育委員会 _____ は、第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る教育機関の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、当該教育機関の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(指定の公示等)

第5条 教育委員会 _____ は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の教育委員会 _____ が定める事項を公示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称、住所その他の教育委員会 _____ が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を教育委員会 _____ に届け出なければならない。

3 教育委員会 _____ は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

第6条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなつた教育機関を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会 _____ の承認を得たときは、この限りでない。

2 教育委員会 _____ は、指定管理者が故意又は過失により教育機関を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、教育機関の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会 _____ が定める。

別表第1(第1条関係)

名称	目的及び事業	位置
愛媛県武道館	武道その他のスポーツの振興を図るとともに、広く県民の心身の健全な発達に寄与するために必要なスポーツ行事の実施及び施設の提供並びに県民の体力の保持及び増進に関する相談及び指導	松山市
省略		

別表第3（第3条関係）

省略
愛媛県生涯学習センター
愛媛県武道館

別表第2（第3条関係）

愛媛県武道館
省略
愛媛県生涯学習センター

（愛媛県スポーツ振興審議会条例の一部改正）

- 4 愛媛県スポーツ振興審議会条例（昭和37年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）<u>第18条第6項</u>の規定に基づき、同条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置される愛媛県スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）の委員の定数、任期その他審議会に関し必要な事項について定めるものとする。</p> <p>（補則）</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、<u>知事が教育委員会と協議して定める。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）<u>第18条第5項</u>の規定に基づき、同条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置される愛媛県スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）の委員の定数、任期その他審議会に関し必要な事項について定めるものとする。</p> <p>（補則）</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、<u>教育委員会が知事と協議して定める。</u></p>

（愛媛県武道館管理条例の一部改正）

- 5 愛媛県武道館管理条例（平成17年愛媛県条例第72号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第3条 武道館の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第244条の2第3項</u>の規定に基づき、<u>知事</u>が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) その他<u>知事</u>が定める業務</p> <p>（開館時間）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を得て、同項の開館時間を変更することができる。</p> <p>（休館日）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第6条 武道館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>知事</u>の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（利用料金の額）</p> <p>第12条 省略</p>	<p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第3条 武道館の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第244条の2第3項</u>の規定に基づき、<u>教育委員会</u>が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) その他<u>教育委員会</u>が定める業務</p> <p>（開館時間）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、同項の開館時間を変更することができる。</p> <p>（休館日）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第6条 武道館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>教育委員会</u>の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（利用料金の額）</p> <p>第12条 省略</p>

2 省略

3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

4 省略
(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

(1) 省略

(2) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。

(3) 省略
(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

2 省略

3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

4 省略
(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

(1) 省略

(2) 教育委員会が特に必要があると認めて指示するとき。

(3) 省略
(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

○愛媛県条例第4号

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中村時広

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(非常勤の職員の給与) 第10条 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき <u>35,100円</u> を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。 2・3 省略	(非常勤の職員の給与) 第10条 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき <u>35,200円</u> を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。 2・3 省略

(特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年愛媛県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 2 第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第11条第1項に定める職員で、同項の規定により支給される報酬の額が勤務1日につき <u>35,300円</u> を超え <u>37,900円</u> 以下であるものに対する第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第10条第1項の規定の適用については、当該職員が離職するまでの間は、同項中「 <u>35,100円</u> 」とあるのは、「 <u>37,600円</u> 」とする。	附 則 2 第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第11条第1項に定める職員で、同項の規定により支給される報酬の額が勤務1日につき <u>35,300円</u> を超え <u>37,900円</u> 以下であるものに対する第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第10条第1項の規定の適用については、当該職員が離職するまでの間は、同項中「 <u>35,200円</u> 」とあるのは、「 <u>37,700円</u> 」とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第5号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の給与の特例）</p> <p>第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「職員給与改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額）は、職員給与条例第3条から第4条の2まで_____の規定、職員給与改正条例附則第7項から第9項までの規定、教育職員給与条例第4条から第8条までの規定、任期付研究員条例第5条の規定及び任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額を減じて得た額）から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、手当及び教職調整額の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>附 則</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>（職員の給与の特例）</p> <p>第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「職員給与改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額）は、職員給与条例第3条から第4条の2まで及び附則第13項の規定、職員給与改正条例附則第7項から第9項までの規定、教育職員給与条例第4条から第8条までの規定、任期付研究員条例第5条の規定並びに任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額を減じて得た額）から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、手当及び教職調整額の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>附 則</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成23年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第6号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(指定試験機関等への納入)

(指定試験機関等への納入)

第7条 法律の規定に基づき知事が別表1の表20の項、26の項、35の項、51の項、52の項若しくは84の項、別表2の表1の項、104の2の項から104の4の項まで、104の8の項若しくは104の10の項、別表5の表7の項、47の項から49の項まで若しくは64の項又は別表6の表16の項若しくは32の項に掲げる事務を行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う当該各項に規定する試験、分析、研修、登録又は交付(以下「試験等」という。)を受けようとする者は、当該各項に定める手数料を当該試験等を行う指定試験機関等に納入しなければならない。この場合において、第3条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定試験機関等の定めるところによる。

第7条 法律の規定に基づき知事が別表1の表20の項、26の項、35の項、51の項、52の項若しくは84の項、別表2の表1の項、104の2の項から104の4の項まで、104の8の項、104の10の項、106の2の項若しくは107の項、別表5の表7の項、47の項から49の項まで若しくは64の項又は別表6の表16の項若しくは32の項に掲げる事務を行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う当該各項に規定する試験、分析、研修、調査、情報の公表、登録又は交付(以下「試験等」という。)を受けようとする者は、当該各項に定める手数料を当該試験等を行う指定試験機関等に納入しなければならない。この場合において、第3条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定試験機関等の定めるところによる。

2・3 省略

2・3 省略

別表(第2条、第3条、第7条関係)

別表(第2条、第3条、第7条関係)

1 省略

1 省略

2 保健福祉関係事務手数料

2 保健福祉関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～106 省略		
107 削除		
108～113 省略		
備考 省略		

事 務	名 称	金 額
1～106 省略		
106の2 介護保険法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査	介護サービス情報の調査手数料	29,000円
107 介護保険法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の公表	介護サービス情報の公表手数料	9,500円
108～113 省略		
備考 省略		

3～5 省略

3～5 省略

6 その他の手数料

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～35 省略		
35の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設を設置している者の認定の申請に対する審査	熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請手数料	33,000円
35の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設を設置している者の認定の更新の申請に対する審査	熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料	20,000円
35の4 省略		
35の5 省略		
36～48 省略		

事 務	名 称	金 額
1～35 省略		
35の2 省略		
35の3 省略		
36～48 省略		

49 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	省略	
49の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設を設置している者の認定の申請に対する審査	熱回収産業廃棄物処理施設設置者認定申請手数料	33,000円
49の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設を設置している者の認定の更新の申請に対する審査	熱回収産業廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料	20,000円
49の4 省略		
49の5 省略		
50～64 省略		
備考 省略		

49 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	省略	
49の2 省略		
49の3 省略		
50～64 省略		
備考 省略		

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第7号

愛媛県地域活性化・生活対策臨時基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地域活性化・生活対策臨時基金条例の一部を改正する条例

愛媛県地域活性化・生活対策臨時基金条例（平成21年愛媛県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第8号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（ 県民税の法人税割の税率の特例 ）</p> <p>第17条 昭和50年 4月 1日 から平成27年 3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第 4項の規定にかかわらず、100分の5.8とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（ 県民税の法人税割の税率の特例 ）</p> <p>第17条 昭和50年 4月 1日 から平成23年 3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第 4項の規定にかかわらず、100分の5.8とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第9号

愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例

愛媛県資源循環促進税条例（平成18年愛媛県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（ 納税義務者等 ）</p> <p>第 4 条 資源循環促進税は、埋立処分のための最終処分場への産業廃棄物の搬入に対し、当該搬入に係る産業廃棄物を排出した事業者（当該搬入に係る産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第 5項に規定する中間処理産業廃棄物（以下「中間処理産業廃棄物」という。）である場合にあっては、産業廃棄物を処分して当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした同項に規定する中間処理業者）に課する。</p> <p>2 省略</p>	<p style="text-align: center;">（ 納税義務者等 ）</p> <p>第 4 条 資源循環促進税は、埋立処分のための最終処分場への産業廃棄物の搬入に対し、当該搬入に係る産業廃棄物を排出した事業者（当該搬入に係る産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第 3項に規定する中間処理産業廃棄物（以下「中間処理産業廃棄物」という。）である場合にあっては、産業廃棄物を処分して当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした同項に規定する中間処理業者）に課する。</p> <p>2 省略</p>

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日 から施行する。

○愛媛県条例第10号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（ 趣 旨 ）</p> <p>第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）<u>第30条の 7 第 4 項、第30条の 8 第 1 項第 2 号及び第 2 項、第30条の 9 第 3 項並びに第30条の10第 5 項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 本人確認情報を提供する区域内の市町の執行機関及び事務 ）</p> <p>第 2 条 <u>法第30条の 7 第 4 項第 2 号の条例で定める県の区域内の市町の執行機関（以下「区域内の市町の執行機関」という。）及び</u></p>	<p style="text-align: center;">（ 趣 旨 ）</p> <p>第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）<u>第30条の 8 第 1 項第 2 号及び第 2 項、第30条の 9 第 3 項並びに第30条の10第 5 項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>

事務は、別表第1のとおりとする。

(区域内の市町の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第3条 知事が行う法第30条の7第4項の規定による保存期間に係る本人確認情報の区域内の市町の執行機関への提供(同項第2号に掲げる場合における提供に限る。)は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて区域内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(本人確認情報を利用することができる事務)

第4条 法第30条の8第1項第2号の条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)

第5条 法第30条の8第2項の条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)及び事務は、別表第3のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第6条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機

から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

第7条 省略

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

第15条 省略

第16条 省略

附 則 省略

別表第1(第2条関係)

区域内の市町の執行機関	事 務
市町長	地方税法(昭和25年法律第226号)及び市町の条例による市町税(個人の市町村民税と併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。)の賦課徴収(当該市町税に係る督促手数料並びに延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「延滞金等」という。)の徴収を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

1 地方税法及び愛媛県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)による県税(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)により法人の事業税と併せて賦課徴収する地方法人特別税を含む。)の賦課徴収(当該県税に係る延滞金等並びに地方税法第48条第1項から第3項までの規定による徴収に係る個人の市町村民税並びに当該個人の市町村民税に係る督促手数料及び延滞金等の徴収を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの

(本人確認情報を利用することができる事務)

第2条 法第30条の8第1項第2号の条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)

第3条 法第30条の8第2項の条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)及び事務は、別表第2のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第4条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関

の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

第5条 省略

第6条 省略

第7条 省略

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

附 則 省略

別表第1(第2条関係)

2 地方税法及び愛媛県資源循環促進税条例（平成18年愛媛県条例第52号）による資源循環促進税の賦課徴収（当該資源循環促進税に係る延滞金等の徴収を含む。）に関する事務であつて規則で定めるもの

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

別表第3（第5条関係） 省略

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

別表第2（第3条関係） 省略

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第11号

愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

愛媛県執行機関の附属機関設置条例（昭和27年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）				
附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 す る 事 務	構 成 員 の 数 の 定 限	附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 す る 事 務	構 成 員 の 数 の 定 限	
知事				知事	県立病院運営審議会	県立病院の運営の合理化その他県立病院に関する重要施策の調査審議及び知事に対する意見の答申に関する事務	20人	
	省略				省略			
					愛媛県水産振興協議会	水産業の振興、発展のための重要施策の調査審議及び知事に対する意見の答申に関する事務	15人	
	省略				省略			
	愛媛県大規模小売店舗立地審議会	省略			愛媛県大規模小売店舗立地審議会	省略		
	愛媛県行政改革・地方分権推進委員会	行政改革及び地方分権の推進に関する事項についての調査審議及び意見の答申に関する事務	10人					
教育委員会	愛媛県教職員健康審査委員会	教職員の休職、休職の期間の延長、復職及び採用に際しての健康状態の審査及び意見の答申に関する事務	5人	教育委員会	愛媛県教職員健康審査委員会	教職員の休職、休職の期間の延長、復職及び採用に際しての健康状態の審査及び意見の答申に関する事務	5人	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第12号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																											
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区域内に限る。） (1)～(31) 省略</td> <td>松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、<u>西条市</u>、大洲市及び四国中央市</td> </tr> <tr> <td>1の2～14の2 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14の3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。） (1)～(10) 省略</td> <td>今治市、宇和島市、<u>八幡浜市</u>、大洲市、西予市、松前町、鬼北町及び愛南町</td> </tr> <tr> <td>15～26の3 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26の4 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 省略</td> <td>宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、西予市、<u>東温市</u>、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町</td> </tr> <tr> <td>27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの事務については施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。） (1)～(15) 省略</td> <td>今治市、新居浜市、大洲市、<u>東温市</u>、<u>久万高原町</u>及<u>び内子町</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区域内に限る。） (1)～(31) 省略	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、 <u>西条市</u> 、大洲市及び四国中央市	1の2～14の2 省略		14の3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。） (1)～(10) 省略	今治市、宇和島市、 <u>八幡浜市</u> 、大洲市、西予市、松前町、鬼北町及び愛南町	15～26の3 省略		26の4 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 省略	宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、西予市、 <u>東温市</u> 、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町	27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの事務については施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。） (1)～(15) 省略	今治市、新居浜市、大洲市、 <u>東温市</u> 、 <u>久万高原町</u> 及 <u>び内子町</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区域内に限る。） (1)～(31) 省略</td> <td>松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市____、大洲市及び四国中央市</td> </tr> <tr> <td>1の2～14の2 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14の3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。） (1)～(10) 省略</td> <td>今治市、宇和島市____、大洲市、西予市、松前町、鬼北町及び愛南町</td> </tr> <tr> <td>15～26の3 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26の4 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 省略</td> <td>宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、西予市____、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町</td> </tr> <tr> <td>27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの事務については施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。） (1)～(15) 省略</td> <td>今治市、新居浜市、大洲市、<u>東温市</u>及<u>び久万高原町</u> _____</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区域内に限る。） (1)～(31) 省略	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市____、大洲市及び四国中央市	1の2～14の2 省略		14の3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。） (1)～(10) 省略	今治市、宇和島市____、大洲市、西予市、松前町、鬼北町及び愛南町	15～26の3 省略		26の4 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 省略	宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、西予市____、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町	27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの事務については施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。） (1)～(15) 省略	今治市、新居浜市、大洲市、 <u>東温市</u> 及 <u>び久万高原町</u> _____
事 務	市 町																												
1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区域内に限る。） (1)～(31) 省略	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、 <u>西条市</u> 、大洲市及び四国中央市																												
1の2～14の2 省略																													
14の3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。） (1)～(10) 省略	今治市、宇和島市、 <u>八幡浜市</u> 、大洲市、西予市、松前町、鬼北町及び愛南町																												
15～26の3 省略																													
26の4 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 省略	宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、西予市、 <u>東温市</u> 、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町																												
27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの事務については施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。） (1)～(15) 省略	今治市、新居浜市、大洲市、 <u>東温市</u> 、 <u>久万高原町</u> 及 <u>び内子町</u>																												
事 務	市 町																												
1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区域内に限る。） (1)～(31) 省略	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市____、大洲市及び四国中央市																												
1の2～14の2 省略																													
14の3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。） (1)～(10) 省略	今治市、宇和島市____、大洲市、西予市、松前町、鬼北町及び愛南町																												
15～26の3 省略																													
26の4 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 省略	宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、西予市____、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町																												
27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの事務については施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。） (1)～(15) 省略	今治市、新居浜市、大洲市、 <u>東温市</u> 及 <u>び久万高原町</u> _____																												

28～37 省略	
37の2 工場立地法(昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。)及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 省略	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町及び内子町
38 省略	
39 商工会法(昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) 省略	宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町
40 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(62) 省略 <u>(63) 省略</u> <u>(63)の2 省略</u> <u>(63)の3 省略</u> <u>(63)の4 省略</u> (64) 省略	保健所を設置する市
40の2～52 省略	
52の2 都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(14) 省略	今治市、新居浜市、久万高原町、砥部町及び内子町
53～56の2 省略	
56の3 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) 省略	今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町
56の4 省略	
56の5 国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(14) 省略	内子町及び愛南町

28～37 省略	
37の2 工場立地法(昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。)及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 省略	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町及び内子町
38 省略	
39 商工会法(昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) 省略	宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、西予市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町
40 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(62) 省略 <u>(63) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第112号)附則第3条の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認に係る新たに申請書に記載すべきこととなった事項の届出の受理に関する事務</u> <u>(63)の2 省略</u> <u>(63)の3 省略</u> <u>(63)の4 省略</u> <u>(63)の5 省略</u> (64) 省略	保健所を設置する市
40の2～52 省略	
52の2 都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(14) 省略	今治市、新居浜市、久万高原町及び砥部町
53～56の2 省略	
56の3 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) 省略	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町
56の4 省略	
56の5 国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(14) 省略	愛南町

56の 6 ~ 62 省略

56の 6 ~ 62 省略

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

愛媛県消費者行政活性化基金条例（平成21年愛媛県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成25年 3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第 1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成24年 3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第 1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び愛媛県女性総合センター管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び愛媛県女性総合センター管理条例の一部を改正する条例

（愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 1 条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>目 的</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>愛媛県男女共同参画センター</u></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 4（第 10 条関係）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 ~ 3 省略</td> </tr> <tr> <td><u>4 愛媛県男女共同参画センター</u></td> </tr> <tr> <td>5 ~ 20 省略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	目 的	位 置	省略			<u>愛媛県男女共同参画センター</u>	省略		省略			1 ~ 3 省略	<u>4 愛媛県男女共同参画センター</u>	5 ~ 20 省略	<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>目 的</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>愛媛県女性総合センター</u></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 4（第 10 条関係）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 ~ 3 省略</td> </tr> <tr> <td><u>4 愛媛県女性総合センター</u></td> </tr> <tr> <td>5 ~ 20 省略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	目 的	位 置	省略			<u>愛媛県女性総合センター</u>	省略		省略			1 ~ 3 省略	<u>4 愛媛県女性総合センター</u>	5 ~ 20 省略
名 称	目 的	位 置																													
省略																															
<u>愛媛県男女共同参画センター</u>	省略																														
省略																															
1 ~ 3 省略																															
<u>4 愛媛県男女共同参画センター</u>																															
5 ~ 20 省略																															
名 称	目 的	位 置																													
省略																															
<u>愛媛県女性総合センター</u>	省略																														
省略																															
1 ~ 3 省略																															
<u>4 愛媛県女性総合センター</u>																															
5 ~ 20 省略																															

（愛媛県女性総合センター管理条例の一部改正）

第 2 条 愛媛県女性総合センター管理条例（平成17年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																																
<p align="center">愛媛県男女共同参画センター管理条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、愛媛県男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第4条、第6条、第9条、第10条、第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ワーキングルーム</td> <td>1時間につき</td> <td>1,240円</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			区 分	単 位	金 額	省略			第2会議室	省略		ワーキングルーム	1時間につき	1,240円	省略			<p align="center">愛媛県女性総合センター管理条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、愛媛県女性総合センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第4条、第6条、第9条、第10条、第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			区 分	単 位	金 額	省略			第2会議室	省略					省略		
区 分	単 位	金 額																																	
省略																																			
第2会議室	省略																																		
ワーキングルーム	1時間につき	1,240円																																	
省略																																			
区 分	単 位	金 額																																	
省略																																			
第2会議室	省略																																		
省略																																			

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第15号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中村時広

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(市町が処理する事務)</p> <p>第21条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（2以上の市町の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）は、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、<u>東温市</u>、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町が処理することとする。</p> <p>(1)～(27) 省略</p>	<p>(市町が処理する事務)</p> <p>第21条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（2以上の市町の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）は、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、<u>_____</u>、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町が処理することとする。</p> <p>(1)～(27) 省略</p>

附 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に知事に対してなされた申請、届出その他の行為で、同日以後において当該市の長又はその委任を受けた者（以下「市長等」という。）が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、当該市長等のした処分その他の行為又は当該市長等に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

○愛媛県条例第16号

愛媛県新しい公共支援基金条例を次のように公布する。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県新しい公共支援基金条例

(設置)

第1条 県民、特定非営利活動法人、企業等が、共に助け合い及び支え合う地域社会の実現に向けて、共助の精神にのっとり、医療、福祉、

教育、子育て、まちづくり等の身近な分野において積極的に公共的な財及びサービスの提案及び提供を行う新しい体制の構築及び活動を支援するために要する経費の財源に充てるため、新しい公共支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成25年9月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県総合社会福祉会館管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県総合社会福祉会館管理条例の一部を改正する条例

愛媛県総合社会福祉会館管理条例（平成17年愛媛県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（自由利用）</p> <p>第6条 会館は、別表第1に掲げる施設、<u>指定管理者が定める附属設備及び備品並びに管理運営上支障がある施設等を除き</u>、自由な利用に供する。</p> <p>（利用の許可）</p> <p>第9条 <u>次に掲げる施設等</u> を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) <u>別表第1に掲げる施設</u></p> <p>(2) <u>指定管理者が定める附属設備及び備品</u></p> <p>2 省略</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第10条 指定管理者は、<u>前条第1項各号に掲げる施設等</u>を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>同項</u>の許可をしないものとする。会館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>（利用料金の納付）</p> <p>第12条 利用者（別表第2に掲げる施設<u>並びに指定管理者が定める附属設備及び備品</u>を利用する者に限る。第15条において同じ。）は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</p>	<p>（自由利用）</p> <p>第6条 会館は、別表第1に掲げる施設及び _____ 管理運営上支障がある施設等を除き、自由な利用に供する。</p> <p>（利用の許可）</p> <p>第9条 <u>別表第1に掲げる施設</u>を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 省略</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第10条 指定管理者は、<u>別表第1に掲げる施設</u> _____ を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>前条第1項</u>の許可をしないものとする。会館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>（利用料金の納付）</p> <p>第12条 利用者（別表第2に掲げる施設 _____ を利用する者に限る。第15条において同じ。）は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</p>

2・3 省略
 (利用料金の額)
第13条 省略
2 前項に定めるもののほか、指定管理者が定める附属設備及び備品の利用料金の額は、実費を勘案して指定管理者が定める額とする。
3 省略
4 省略
別表第1(第4条、第6条、第9条_____関係) 省略

2・3 省略
 (利用料金の額)
第13条 省略
2 省略
3 省略
別表第1(第4条、第6条、第9条、第10条関係) 省略

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○**愛媛県条例第18号**

愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金条例(平成21年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 2 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則 2 この条例は、<u>平成23年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○**愛媛県条例第19号**

愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例(平成21年愛媛県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則 2 この条例は、<u>平成24年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金条例（平成21年愛媛県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 この条例は、平成24年 3月31日限り、その効力を失う。<u>ただし、同日までに実施された第 1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年 9月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 この条例は、平成23年 3月31日限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第21号

愛媛県食肉衛生検査センター設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県食肉衛生検査センター設置条例の一部を改正する条例

愛媛県食肉衛生検査センター設置条例（平成14年愛媛県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;">（支所）</p> <p><u>第 3条 食肉衛生検査センターに、規則で定めるところにより、支所を置くことができる。</u></p>

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第 1条 地域密着型介護老人福祉施設等の整備、<u>特別養護老人ホーム等の消防の用に供する設備の整備及び地域の日常的な支え合い活動の体制づくりの促進を図るために要する経費の財源に充てるため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第 1条 地域密着型介護老人福祉施設等の整備及び特別養護老人ホーム等のスプリンクラー設備の整備<u>の促進を図るために要する経費の財源に充てるため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第23号

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年愛媛県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
2 この条例は、 <u>平成25年 3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成24年 3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県新繊維産業技術センター整備基金条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県新繊維産業技術センター整備基金条例

（設置）

第 1 条 愛媛県産業技術研究所の新繊維産業技術センターの整備に要する経費の財源に充てるため、新繊維産業技術センター整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

第 5 条 基金は、第 1 条の経費の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成23年 4月 1 日から施行する。

2 この条例は、平成26年 3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第25号

愛媛県面河ダム管理条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県面河ダム管理条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第93条の 2 第 1 項の規定に基づき、面河ダムの管理に関し必要な事項を定める

ものとする。

(貯水、放流及び取水)

第2条 知事は、面河ダムの貯水、放流及び取水については、水位、流況、利水の状況等を考慮して行うものとする。

(点検及び整備)

第3条 知事は、面河ダムを操作するために必要な機械、器具等を常に良好な状態に保つように点検し、及び整備するものとする。

(緊急事態における措置)

第4条 知事は、干ばつ、洪水その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、これらによる被害の発生又はその拡大を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(気象及び水象の観測)

第5条 知事は、面河ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を定期的に行うものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、面河ダムの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第26号

愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部を改正する条例

愛媛県農林水産研究所使用料条例(昭和38年愛媛県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(使用料の納付)				(使用料の納付)			
<p>第1条 愛媛県農林水産研究所に分析、試験、鑑定、測定若しくは検査(以下「分析等」という。)を依頼しようとする者又は愛媛県農林水産研究所の施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより使用料を納めなければならない。</p>				<p>第1条 愛媛県農林水産研究所に分析、試験、鑑定若しくは測定____(以下「分析等」という。)を依頼しようとする者又は愛媛県農林水産研究所の施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより使用料を納めなければならない。</p>			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1 分析等に係る使用料				1 分析等に係る使用料			
区分	種別	単位	金額	区分	種別	単位	金額
省略				省略			
林業関係	省略			林業関係	省略		
	造林用苗木の品種分析	省略			造林用苗木の品種分析	省略	
水産関係	養殖水産動植物の伝染性 疾病検査	1件につき	80,000円				
2 省略				2 省略			

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県真珠産業振興基金条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県真珠産業振興基金条例

(設置)

第1条 真珠母貝の生産体制の強化対策、真珠の品質の向上対策及びブランド化対策その他の真珠産業の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に充てるため、真珠産業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費及び基金の管理に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第28号

愛媛県定住圏基幹道路の整備に関する条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県定住圏基幹道路の整備に関する条例を廃止する条例

愛媛県定住圏基幹道路の整備に関する条例（昭和54年愛媛県条例第34号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第29号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定数）	（定数）
第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。	第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 県立学校の職員 <u>3,874人</u>	(1) 県立学校の職員 <u>3,971人</u>
(2) 市町立学校の職員 <u>8,789人</u>	(2) 市町立学校の職員 <u>8,867人</u>
計 <u>12,663人</u>	計 <u>12,838人</u>

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第30号

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例

愛媛県立学校設置条例（昭和39年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表 1（第 2 条、附則第 2 項関係）		別表 1（第 2 条、附則第 2 項関係）	
学 校 名	位 置	学 校 名	位 置
省略		省略	
省略		宇和島南高等学校	宇和島市
省略		省略	
別表 3（第 4 条関係）		別表 3（第 4 条関係）	
学 校 名	位 置	学 校 名	位 置
省略		省略	
宇和特別支援学校	省略	宇和特別支援学校	省略
新居浜特別支援学校	新居浜市		

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第31号

愛媛県立学校施設耐震化促進基金条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立学校施設耐震化促進基金条例

（設置）

第 1 条 県立学校の施設の耐震化の促進を図るために要する経費の財源に充てるため、県立学校施設耐震化促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

第 5 条 基金は、第 1 条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第32号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（義務教育等教員特別手当） 第17条の6 省略 2 義務教育等教員特別手当の月額額は、 <u>8,000円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用教育職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。 3・4 省略	（義務教育等教員特別手当） 第17条の6 省略 2 義務教育等教員特別手当の月額額は、 <u>15,900円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用教育職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。 3・4 省略

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○**愛媛県条例第33号**

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員定数条例（昭和33年愛媛県条例第39号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
（職員の定数） 第2条 警察職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 警察官 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">警 視</td> <td style="text-align: right;">99人</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">警 部</td> <td style="text-align: right;">203人</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">警部補及び巡査部長</td> <td style="text-align: right;"><u>1,385人</u></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">巡 査</td> <td style="text-align: right;"><u>724人</u></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,411人</u></td> </tr> </table> (2) 省略 計 <u>2,826人</u> 2 省略	警 視	99人	警 部	203人	警部補及び巡査部長	<u>1,385人</u>	巡 査	<u>724人</u>	計	<u>2,411人</u>	（職員の定数） 第2条 警察職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 警察官 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">警 視</td> <td style="text-align: right;">99人</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">警 部</td> <td style="text-align: right;">203人</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">警部補及び巡査部長</td> <td style="text-align: right;"><u>1,383人</u></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">巡 査</td> <td style="text-align: right;"><u>723人</u></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,408人</u></td> </tr> </table> (2) 省略 計 <u>2,823人</u> 2 省略	警 視	99人	警 部	203人	警部補及び巡査部長	<u>1,383人</u>	巡 査	<u>723人</u>	計	<u>2,408人</u>
警 視	99人																				
警 部	203人																				
警部補及び巡査部長	<u>1,385人</u>																				
巡 査	<u>724人</u>																				
計	<u>2,411人</u>																				
警 視	99人																				
警 部	203人																				
警部補及び巡査部長	<u>1,383人</u>																				
巡 査	<u>723人</u>																				
計	<u>2,408人</u>																				

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○**愛媛県条例第34号**

愛媛県議会基本条例を次のように公布する。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会基本条例

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議員の責務及び活動（第3条 - 第6条）
- 第3章 議会運営（第7条 - 第9条）
- 第4章 県民との関係（第10条 - 第14条）
- 第5章 知事等との関係（第15条 - 第19条）

第6章 議会改革（第20条・第21条）

第7章 議員の政治倫理（第22条・第23条）

第8章 議会事務局等（第24条・第25条）

第9章 補則（第26条・第27条）

附則

愛媛県議会は、明治10年6月に公選制の特設県会として産声を上げた。全国共通の第1回県会が明治12年3月に一斉に開催されたが、それに先立つこと1年9箇月、全国に先駆けた誕生であった。以来、134年、県民生活の向上を希求する先人たちの英知と不断の努力の下、本県議会は、幾多の困難を乗り越え、郷土愛媛の発展に寄与してきた。

こうした中、近年では、平成12年のいわゆる地方分権一括法や平成19年の地方分権改革推進法の施行などによる地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う議会の役割及び責務が増大し、議会機能の充実強化が求められているなど、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化してきた。

本県議会は、先人たちの志を継承し、県民に開かれた公平かつ公正な議会運営に取り組んできたが、これまで以上にその役割を果たし、県民の信頼と期待に応えていくためには、透明性の高い議会運営を進めるとともに、県民の意思が県政に反映されるよう、一層、審議を活性化させ、積極的に政策立案及び政策提言に取り組むなど、更なる改革を推進しなければならない。

また、二元代表制の下、議会は、知事その他の執行機関とは、互いの立場や機能を尊重しつつ、緊張ある関係を維持するとともに、切磋琢磨しながら連携し、共通目的である県民福祉の向上及び県政の発展に取り組まなければならない。

ここに、本県議会は、県民から選ばれた代表としてその責任を自覚し、県民の負託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の基本理念を定め、及び議員の責務を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高め、及び地方分権の進展に対応した主体的な議会運営を確立するとともに、県民の負託に的確に応え、もって県民福祉の向上及び県政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、二元代表制の一翼を担い、県民の意思決定を行う議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

第2章 議員の責務及び活動

（議員の責務）

第3条 議員は、県民の代表としての自覚及び責任感を持ち、常に県民全体の利益を考え、県政の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握することにより、議会活動を通じて県民の負託に応える責務を有する。

（議員の活動）

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- 1) 議会に提出された議案の審議及び審査を行うこと。
- 2) 予算が適正に執行されているかどうかを監視すること。
- 3) 県の政策形成に関わる調査及び企画、政策立案並びに政策提言を行うこと。
- 4) 県政について、県民の意見を聴き、及び県民に説明すること。

（議員の能力の向上）

第5条 議員は、前条各号に掲げる活動に必要な能力の向上を図るため、研修及び研究を通じて、不断の自己研さんに努めるものとする。

（会派）

第6条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、県政の課題等に関し、会派内及び会派相互間で調整を行い、議会全体としての合意形成に努めるものとする。

第3章 議会運営

（議会運営）

第7条 議会は、本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「本会議等」という。）の議事を公正、円滑かつ効率的に行うとともに、県民に開かれた透明性の高い運営に努めるものとする。

（本会議及び委員会）

第8条 本会議は、全議員で構成し、議会の最終的な意思決定を行うものとする。

- 2 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。
- 3 特別委員会は、社会経済情勢等の変化に伴う新しい県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

（議会の機能強化）

第9条 議会は、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行の監視及び評価、政策立案並びに政策提言に関する機能を強化するものとする。

第4章 県民との関係

(県民の意思の反映及び県民参加の機会の充実)

第10条 議会は、県民の意思を的確に把握し及び県政に適切に反映させるため、委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度の積極的な活用に努めるものとする。

2 議会は、請願、陳情等があったときは、誠実に処理するものとする。

(議会の説明責任)

第11条 議会は、議会活動の透明性の確保に努め、県民に対する説明責任を果たすものとする。

(広報広聴活動の充実)

第12条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用し、広報広聴活動の充実を図るものとする。

(会議の公開)

第13条 議会は、本会議等の公開に当たっては、県民が傍聴しやすい環境を整備し、会議の公開の実効性を確保するものとする。

(情報公開)

第14条 議会は、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)の定めるところにより公文書の公開を行うとともに、本会議及び委員会の会議録を広く県民が閲覧することができるようにするものとする。

第5章 知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

第15条 議会は、二元代表制の下、知事等との立場及び機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、自らが持つ機能を遂行しなければならない。

(監視、評価等)

第16条 議会は、知事等の事務が適正、公平かつ効率的に執行されているかどうかを監視し、及び評価するとともに、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(県政に関する調査等の権限)

第17条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第1項の規定による県の事務に関する調査の権限その他の同法に定める権限を的確に行使するものとする。

(政策立案及び政策提言)

第18条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(重要な政策に関する資料の請求等)

第19条 議会は、知事等が県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策を作成し又は変更するときは、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるとともに、関連する政策立案及び政策提言を行うものとする。この場合において、知事等は、これらに誠実に対応するものとする。

第6章 議会改革

(議会改革の推進)

第20条 議会は、地方分権の進展等の社会情勢の変化に対応し、継続的に議会改革に取り組むものとする。

(他の地方公共団体の議会との連携)

第21条 議会は、議会改革を効果的に推進するため、他の地方公共団体の議会と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、県民の代表として、重大な使命を有し及び高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、品位の保持及び政治倫理の向上に努めなければならない。

(資産等の公開)

第23条 議員の資産等の公開については、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資するため、愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例(平成7年愛媛県条例第49号)の定めるところにより、積極的に行われなければならない。

第8章 議会事務局等

(議会事務局)

第24条 議会は、その政策立案及び政策提言に関する機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室)

第25条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第9章 補則

(他の条例等との関係)

第26条 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第27条 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



○愛媛県条例第35号

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛媛県議会委員会条例（昭和29年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（常任委員会の所管）</p> <p>第 2 条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画委員会</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>企画振興部</u>の所掌に属する事項</p> <p>ウ 省略</p> <p>(2)～(6) 省略</p>	<p>（常任委員会の所管）</p> <p>第 2 条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画委員会</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>企画情報部</u>の所掌に属する事項</p> <p>ウ 省略</p> <p>(2)～(6) 省略</p>

附 則

この条例は、平成23年 4月 1 日から施行する。